

習近平時代の中国の社会治りおよび 国家と社会の関係

王 信 賢

(台湾・国立政治大学東亜研究所特聘教授兼所長)

【要約】

権威主義は近年、比較政治学の分野において重要な研究テーマとなっている。その焦点は体制内部の権力分配だけではなく、政権に対する社会からの圧力にも向けられている。中国が40年近くにわたって実施してきた改革開放は、急速な経済成長をもたらしただけではなく、国家と社会の関係にも変化をもたらした。とりわけ、近年、社会的勢力が拡大するにつれ、市民の維権要求と国の維穩の間に大きな矛盾が生じている。本論は独裁的な政治形態および国家と社会の関係の理論的観点を出発点とし、習近平氏が権力を握る前後の社会的勢力の台頭と党国の対応の変化を比較検討する。本論としては習近平政権は国家強制力の運用を強化したと考える。特に情報通信技術を掌握し社会のコントロールを強めた。これは共産党が推進する「依法治国」および「創新社会治り」と本質が異なる。本論の終わりには理論と政策意義を具えた結論を示す。

キーワード：独裁的な政治形態、国家と社会の関係、社会治り、頂層設計、情報通信技術

一 はじめに：維権 vs 維穩

独裁的な政治形態（authoritarian regime）は近年、比較政治学および比較政治経済学における重要な研究テーマとなっている。その焦点の1つは、統治集団が政権の存続（regime survival）のためにどのように権力を共有（power-sharing）し、経済発展に力を入れているかという点である¹。この角度から見ると、独裁政権は内部の統治エリートからの権力共有の要求を満たしたり、経済的なインセンティブを与えることで、官セクターの統制を図り、統治の正当性を高めている。しかし、課題はそれだけではない。多くの独裁国家の体制転換の際の情勢やアラブの春の激動を見ると、権威主義統治のもう1つの課題は社会、特に社会の安定に関わる市民の抗議活動、組織化された社会活動などからくる²。

中国を見てみると、市場化改革が高い経済成長をもたらしただけでなく、社会の変化も引き起こした。そして、これらの大きな変化は政治にも影響を与えた。経済改革、グローバリゼーション、インターネットの発展は、中国の社会セクターを急速に成長させた。民間企業、社会組織、あるいはさまざまな維権運動（合法的な利益・権利を擁護する運動）、または大規模災害（2008年の四川大地震など）発生後の政治的社会的影響でさえも、中国の「国家－社会」の関係

¹ Carles Boix and Milan W. Svoblik, “The Foundations of Limited Authoritarian Government: Institutions, Commitment, and Power-sharing in Dictatorships,” *The Journal of Politics*, Vol. 75, No. 2 (April 2013), pp. 300–316.; Jason Brownlee, *Authoritarianism in an Age of Democratization* (New York: Cambridge University Press, 2007).; Jennifer Gandhi, “Dictatorial Institutions and their Impact on Economic Growth,” *European Journal of Sociology*, Vol. 49, No. 1 (April 2008), pp. 3–30.

² 王信賢・寇健文主編『邁向公民社會？當代中國「國家－社會」關係分析』（台北：五南圖書、2014年）。

(state-society relationship) の変化について考えさせられる。近年、中国共産党政権が社会の変化に対応するためにとった政策には、「胡温政権期」に強調された「社会管理創新（政府の社会統治手法の改革）」³、それを習近平氏がさらに「進化」させた「創新社会治り体制」⁴、および「十九大（中国共産党第19回全国代表大会）」《政治報告》に提起された「打造共建共治共用的社会治り格局（共建・共管・共有の社会管理の枠組みの構築）」がある⁵。一方で、「維穩経費（社会安定の維持に使われる経費）」が国防予算を上回っているなど、さまざまな噂も後を絶たない。さらに、習政権発足後は党国（国家、政府と党の一体化構造）の市民社会に対する制約が至る所に広がり、言論の取り締まりもますます厳しくなった。習近平が総書記に就任以降、中国の「社会治り」の手法が2つの方向へと発展しているのは非常に興味深い⁶。

中国の社会的勢力（social forces）は現在、確実に台頭してきており、党国体制も警戒と対応にあたっている。したがって、社会の「維

³ 「胡錦濤在中國共産黨第十八次全國代表大會上的報告」『新華網』2012年11月17日、http://news.xinhuanet.com/18cpnc/2012-11/17/c_113711665.htm。

⁴ 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」『新華網』2013年11月15日、http://news.xinhuanet.com/politics/2013-11/15/c_118164235.htm。

⁵ 「中國共産黨第十九次全國代表大會關於十八屆中央委員會報告的決議」『新華網』2017年10月24日、http://news.xinhuanet.com/politics/19cpnc/2017-10/24/c_1121849794.htm。

⁶ 「治り」（governance）という言葉は、1980年代後半に欧米諸国で始まった「ニュー・パブリック・マネジメント」（new public management, NPM）運動以降使われるようになった。「治り」とはそれまでの「統治」（government）とは異なり、政府は権力と資源の独占者ではなく、社会セクターと多面的かつ相互依存の協力関係を築かなければならないことを強調している言葉である。ただ、中国では「治り」という言葉は依然として「統治」あるいは「管理」（management）という意味で使われる傾向にある。しかし、前述のとおり「治り」という言葉は中国の重要な公式文書の中に書かれているので、本論では「社会治り」という言葉を使う。

権（合法的な利益・権利の擁護）」要求と政府の「維穩（社会安定の維持）」政策を検討することは、現在の中国の政治・経済・社会の発展を考察する上での重要な軸と言える。「十九大」では、中国共産党のイデオロギーと中国の発展プロセスがすでに「新時代」に入っていることがはっきりと示された。これに基づき、本論は独裁的な政治形態における「国家—社会」関係を出発点とし、習近平氏就任後の社会治政策を説明するとともに、習近平氏の「新時代」の中国の国家と社会の関係、特に情報通信技術（Information and Communication Technologies, ICTs）を運用した社会に対する国の管理とコントロールを考察する。

二 中国の権威主義体制および国家と社会の関係

改革開放が進んでくると、中国政府の変化に対する学術界の討論テーマは、主に2つの部分に集中するようになった。1つは共産党政権の特質、もう1つは国家と社会の関係である。

1 中国共産党政権の特質

中国共産党政権誕生当初は冷戦真っ只中であり、東西両陣営が激しく対立していた。そのため、ソ連を分析するのに用いられていた全体主義（totalitarianism）の概念が中国研究にも用いられた⁷。そしてほとんどの研究者は、中共政権は強力な統制メカニズムを利用して社会全体に浸透し、新政権の政策を支援するよう民衆に働きかけ、

⁷ 全体主義の政治形態は以下の特徴を持つ：(1)単一の公式イデオロギー(2)カリスマ的なリーダーが率いる大衆政党(3)恐ろしい秘密警察が支配(4)国家がすべてのマスメディアを独占(5)党国が軍隊を掌握(6)中央統制経済。Carl Friedrich and Zbigniew Brzezinski, *Totalitarian Dictatorship and Autocracy* (Cambridge: Harvard University Press, 1956).

計画経済を利用して資源配分も掌握し、古い伝統的な社会を新しい社会に変えようとしていると考えた⁸。しかし、40年近くにわたる改革開放を経た今では、典型的な全体主義からはどうの昔に遠ざかっており、ポスト全体主義（post-totalitarian authoritarianism）⁹あるいは権威主義（authoritarianism）に向かい始めていると考えられている。

ポスト全体主義か権威主義か、どちらに向かっているにしろ、それは共産党政権内の制度が多様化し、集団的リーダーシップと技術官僚が重視されていることを示している。公式イデオロギーは存在するが、全体主義のような高度のユートピア色を持っているわけではなく、その働きかけも強くない。また、経済活動や社会活動に対する国の監視も弱まった。黎安友（Andrew Nathan）は、共産党政権は「すでに全体主義から典型的な権威主義へとシフトしており」、生存のための強靭性を具え、自身のシステムの欠陥を修正することができる¹⁰。裴敏欣（Minxin Pei）は現在の共産党政権について、当初の台湾や韓国の柔らかい権威主義（soft authoritarianism）と

⁸ A. Doak Barnett, *Communist China and Asia: Challenge to American Policy* (New York: Harper & Brothers, 1960); John W. Lewis, *Leadership in Communist China* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1963); Franz Schurmann, *Ideology and Organization in Communist China* (Berkeley, CA: University of California Press, 1966).

⁹ Juan Linz, "Totalitarian and Authoritarian Regimes," in Fred I. Greenstein and Nelson W. Polsby eds., *Handbook of Political Science (3): Micropolitical Theory* (Reading, MA: Addison-Wesley, 1975), pp. 175-412.; Juan J. Linz and Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, Post-Communist Europe* (Baltimore, MD: John Hopkins University Press, 1996), pp. 38-54.; Juan J. Linz, *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, (Boulder, CO: Lynne Rienner, 2000).

¹⁰ Andrew Nathan, "Totalitarianism, Authoritarianism, Democracy: The Case of China," in Myron L. Cohen ed., *Case Studies in the Social Sciences* (Armonk, NY: M. E. Sharpe, 1992), pp. 235-256.; Andrew Nathan, "China's Changing of the Guard: Authoritarian Resilience," *Journal of Democracy*, Vol. 14, No. 1 (January 2003), pp. 6-17.

類似しており、民主化する可能性もあると考えている¹¹。両者は共産党政権の将来については異なった見解を示しているものの、今の共産党政権が権威主義の定義に当てはまっていると考えている点では一致している。

共産党政権に変化が現れると、多くの学者が「形容詞を冠した権威主義」(authoritarianism with adjectives)の名称を次々と提案するようになった。李侃如(Kenneth Lieberthal)は、共産党内部の政策決定過程には、異なる層や異なる部門の間で複雑な官僚交渉プロセスがあることから、「分断化した権威主義」(fragmented authoritarianism)と呼んだ¹²。また、中国社会が多様に発展し、争点フレーム(issue frames)を構成する能力を具えるメディアや非政府組織(NGO)などの政策起業家(policy entrepreneurs)も現れた。そして、各官セクターは政策を推進するため、彼らと同盟を結ぶようになった。このような状況を毛学峰(Andrew Mertha)は「分断化した権威主義 2.0」(fragmented authoritarianism 2.0)と名づけた¹³。

このほか、李磊(Pierre Landry)は「分権的権威主義」(decentralized authoritarianism)という表現を用いて、地方政府に莫大な予算と政治的権限がある場合、中央政府はどのようにして組織や人事の任命を通して地方の役人を管理し、組織の完全性を保障し、政治的リスク

¹¹ Minxin Pei, "China's Evolution Toward Soft Authoritarianism," in Edward Friedman and Barrett McCormick eds., *What If China Doesn't Democratize? Implication for War and Peace* (Armonk, NY: M. E. Sharpe, 2000), pp. 74-98.

¹² Kenneth Lieberthal, "Introduction: The Fragmented Authoritarianism Model and Its Limitation," in Kenneth Lieberthal and David Lampton eds., *Bureaucracy, Politics, and Decision-Making in Post-Mao China* (Berkeley, CA: University of California Press, 1992), pp. 1-30.

¹³ Andrew C. Mertha, "'Fragmented Authoritarianism 2.0': Political Pluralization in the Chinese Policy Process," *The China Quarterly*, No. 200 (December 2009), pp. 995-1012.

を減らすのかを考察した¹⁴。テレサ・ライト（Teresa Wright）は、国家主導の発展政策、市場勢力、社会主義の遺産という3つの要素の絡み合いから、経済を開放する一方で政治的には閉鎖的な状況において、共産党政権は社会の各層の市民にどのように我慢を強い、一党独裁を受け入れさせているのかを分析した。そして、このような権威主義を「容認できる権威主義」（accepting authoritarianism）と名づけた¹⁵。Jessica Teets は、過去20年にわたる北京の市民社会の発展を検証し、中国の基層社会には民間組織が地方統治に協力するモデルができあがっていると指摘し、それを「諮問的権威主義」（consultative authoritarianism）と名づけた¹⁶。

前述の研究はみな1つの事実を示している。それは、中国は40年近くの改革開放を経て、全体主義の典型である社会と市場のすべてを支配するような国ではなくなったということである。国がすべての生産資源の使い道を独断で決めることをやめ、農業を非集団化へ転換し、地方自治体・企業の台頭や共鳴する私営企業と外資系企業の発展に理解を示したことで、独断の根源が効果的に崩壊した。新たな所有形態の誕生は、雇用機会に関する国の影響力が弱まったことを意味する。恩顧主義¹⁷、宗族勢力¹⁸、地方の利益が複雑に絡み合

¹⁴ Pierre Landry, *Decentralized Authoritarianism in China: The Communist Party's Control of Local Elites in the Post-Mao Era* (New York, NY: Cambridge University Press, 2008).

¹⁵ Teresa Wright, *Accepting Authoritarianism: State-Society Relations in China's Reform Era* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2010).

¹⁶ Jessica Teets, "Let Many Civil Societies Bloom: The Rise of Consultative Authoritarianism in China," *The China Quarterly*, No. 212 (February 2013), pp. 1~20.

¹⁷ Andrew Walder, *Communist Neo-Traditionalism: Work and Authority in Chinese Industry* (Berkeley: University of California Press, 1986); Jean C. Oi, *State and Peasant in Contemporary China: The Political Economy of Village Government* (California: University of California Press, 1989), pp. 1~12.

う国家構造は¹⁹、国の社会への浸透を妨げる。Tony Saich は、社会セクターに相對することで中国の国としての役割は劇的に変化し、自主型国家（autonomous state）から協商型国家（negotiated state）に変わったと主張している²⁰。

2 国家と社会の関係

ポスト社会主義国家（post socialist states）への移行研究では、政権の特質が現れる国の制度構築、エリート間の交流、国と市場の関係に加え、「国家と社会の関係」も常に注目を浴びてきた²¹。「国家と社会の関係」というのは、主に国と社会組織の関係や、国が社会からの反対意見や行動にどのように対応するのかといったことであるが、中国を研究するにあたって、この「国家と社会の関係」の考察が重要な側面となっている。

現在の中国の国家と社会組織の関係には、市民社会（civil society）とコーポラティズム（corporatism）という 2 つの概念の論争が常に

¹⁸ Lin Nan and Chih-jou Jay Chen, “Local Elites as Officials and Owners: Shareholding and Property Rights in Daqiu Zhuang,” in Jean Oi and Andrew Walder ed., *Property Rights and Economic Reform in China* (Stanford: Stanford University Press, 1999), pp. 301~354.

¹⁹ Andrew Walder ed., *Zouping in Transition: The Process of Reform in Rural North China* (Cambridge: Harvard University Press, 1998); Jean Oi, *Rural China Takes Off* (California: University of California Press, 1999); David Wank, *Commodifying Communism: Business, Trust, and Politics in a Chinese City* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 23~40.

²⁰ Tony Saich, “Negotiating the State: The Development of Social Organizations in China”, *The China Quarterly*, No. 161 (March 2000), pp. 124~141.; Tony Saich, *Governance and Politics of China* (New York: Palgrave Macmillan, 2004), pp. 213~232.

²¹ Tsveta Petrova and Sidney Tarrow, “Transactional and Participatory Activism in the Emerging European Polity: The Puzzle of East-Central Europe,” *Comparative Political Studies*, Vol. 40, No. 1 (2007 January), pp. 74~94.

存在している。市民社会とは社会組織の台頭、続いてやってくる公共分野の開放、および自由と民主主義への道筋に着目したものである²²。コーポラティズムは国家機関が制度的な環境を整え、資源を管理し、さまざまな統制戦略を運用することで、社会組織の独立性と自主性を大幅に抑える部分に焦点を当てたものである²³。コーポラティズムのような「国家主導の社会」という観点は、ここ20年の中国研究の主流であった。しかし、最近では組織的な社会勢力が「制度の隙間を縫って活動」できるさまざまな要因が現れている²⁴。例えば、自然災害により生まれた政治的・社会的機会や²⁵、組織の行動戦略と社会的ネットワークなどである²⁶。あるいは各官僚の利害衝突が生ん

²² Gordon White, *Riding the Tiger: The Politics of Economic Reform in Post-Mao China* (Stanford: Stanford University Press, 1993); Gordon White, Jude Howell, *In Search of Civil Society: Market Reform and Social Change in Contemporary China* (New York: Oxford University Press, 1996); Baogang He, “The Limits of Semi-Civil Society”, *The Democratic Implications of Civil Society in China* (London: MacMillan Press, 1997), pp. 147~165.

²³ Anita Chan, “Revolution or Corporatism? Workers and Trade Unions in Post-Mao China,” *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 29 (January 1993), pp. 31~61.; Margaret Pearson, “The Janus Face of Business Associations in China: Socialist Corporatism in Foreign Enterprises,” *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 30 (January 1994), pp. 25~46.; Jonathan Unger and Anita Chan, “China, Corporatism and East Asian Model,” *Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 33 (January 1995), pp. 29~53.; Kenneth W. Foster, “Associations in the Embrace of an Authoritarian State: State Domination of Society?” *Studies in Comparative International Development*, Vol. 34, No. 4 (Winter 2001), pp. 84~109.

²⁴ 王信賢・王占璽「夾縫求生：中國大陸社會組織的發展與困境」『中國大陸研究』第49卷第1期（2006年3月）、頁27~51。

²⁵ Andreas Fulda, Yanyan Li & Qinghua Song, “New Strategies of Civil Society in China: A Case Study of the Network Governance Approach,” *Journal of Contemporary China*, Vol. 21, Iss. 76, (July 2012), pp. 675~693.

²⁶ Shawn Shieh and Guosheng Deng, “An Emerging Civil Society: The Impact of the 2008 Sichuan Earthquake on Grass-roots Associations in China,” *The China Journal*, No. 65

だ制度的な欠陥が、市民組織と独裁的な政治形態の「偶然の共生」(Contingent Symbiosis)を形成することもある²⁷。また、特定のキリスト教教会は共産党組織の運営方式や行動戦略を「そのまま共産党組織へ切り返す」ことで政府の介入や捜査を防いでいる²⁸。

社会運動については、政府構造の分裂が集団行動を引き起こし、権威主義体制の下で「政治的機会」が生まれたことがわかる。Kevin O'Brien と李連江は、市民のこの種の抗議行動は中央政府の政策と法令に基づいており、理性的かつ合法的な方法で政府に圧力をかけ、権利を主張していると指摘し、これは「正当な抗議」(rightful resistance)だとした²⁹。また、権力が異なる部門や異なるレベルの政府に分散しているため、抗議者は複数の政府組織の間を行き来することができ、訴えを認められる機会も増えることになる³⁰。独裁的な政治形態の場合、抗議活動が起こる原因は実質的な競争選挙、メディア報道の自由、市民社会の欠如である。しかし、中国の現在の抗議活動はその多くが小規模かつ経済面に集中している。また、中国の抗議活動は国民の不満を発散させる場になっている一方で、中央政府が地方政権の情報を入手する手段にもなっており、しばしば「安

(January 2011), pp. 181~194.

²⁷ Anthony J. Spire, "Contingent Symbiosis and Civil Society in an Authoritarian State: Understanding the Survival of China's Grassroots NGOs," *American Journal of Sociology*, Vol. 117, No. 1 (July 2011), pp. 1~45.

²⁸ Karrie Koesel, "The Rise of a Chinese House Church: The Organizational Weapon," *The China Quarterly*, Vol. 215 (September 2013), pp. 572~589.

²⁹ Kevin J. O'Brien and Lianjiang Li, *Rightful Resistance in Rural China* (New York: Cambridge University Press, 2006).

³⁰ Yao Li, "Fragmented Authoritarianism and Protest Channels: A Case Study of Resistance to Privatizing a Hospital," *Journal of Current Chinese Affairs*, No. 2 (January 2013), pp. 195~224.

全弁」(safety valve)の役割を果たしている³¹。故に、現在の中国を「交渉権威主義」(Bargained Authoritarianism)と形容する学者もいる。基層社会の安定を維持するために「お金で平穏無事を買」(buying stability)、民衆とパトロン・クライアント関係を構築しているのである³²。

文献を見る限り、中国は既に全体主義体制から権威主義体制に移行した。そして、40年近くの改革を経て、2つの重要な特徴が現れた。1つは国家内部の「分裂」、もう1つは社会的勢力の台頭によってもたらされた国家と社会の関係の変容である。これらは行政能力(state capacity)に影響を与えている。これを踏まえ、習近平就任後の中国の社会的勢力の台頭とそれに対する党国の対応を検討し、現在の中国の国と社会の関係の変化について分析する。

三 社会的勢力の台頭と党国の対応

改革開放は驚異的な経済成長だけではなく、社会活動の場を広げる機会ももたらし、人々はさまざまな行動を通して自身の権利を主張し擁護するようになった。政治的安定を維持するため、共産党はさまざまな政策を打ち出して対応にあたった。したがって、現在の中国の国家と社会の関係を考察する上で最も重要な視点は「維権」と「維穩」である。以下に、現在の中国の社会的勢力の台頭を最もよく表している社会組織、インターネット、社会運動を例に、国家

³¹ Peter Lorentzen, "Regularizing Rioting: Permitting Public Protest in an Authoritarian Regime," *Quarterly Journal of Political Science*, Vol. 8, No. 2 (2013), pp. 127~158.

³² Ching Kwan Lee and Yonghong Zhang, "The Power of Instability: Unraveling the Microfoundations of Bargained Authoritarianism in China," *American Journal of Sociology*, Vol. 118, No. 6 (May 2013), pp. 1475~1508.

と社会の相互作用を分析する³³。

1 社会組織

中国民政部の統計によると、2017年現在、中国で法人格で登録されている社会組織は合計75万6,000にのぼる。内訳は民間非営利団体が35万2,000、社団法人が39万7,000、財団法人が6,323である³⁴。しかし、これらの組織の多くは政府との関係が密接なGONGO（government organized NGO）であり、構造の面でも数の面でも社会のニーズを満たしていない。その上、ほとんどの政府組織は官セクターのもう1つの看板にすぎず、社会奉仕能力は相当に不足している。学界では、中国の社会組織の数は、公式発表の10倍をはるかに上回っており³⁵、その多くが政府の管理外にあると考えられている。これらの組織には、環境保護、エイズに関する活動、貧困緩和、女性支援、移民労働者支援、慈善団体などが含まれており、地方での活動が非常に活発である（特定の分野の影響力は全国にも広がっている）³⁶。

近年、共産党の社会組織管理には3つの傾向が見られる。「二重管

³³ 王信賢・寇健文主編、前掲書。詳論の幅により、詳しくは台湾民主基金會（Taiwan Foundation for Democracy）から毎年発行されている『中國人權觀察報告』を参照のこと。台湾民主基金會ホームページ <http://www.tfd.org.tw/opencms/chinese/publication/human/>。

³⁴ 「社會服務統計季報（2017年四季度）」中華人民共和國民政部、<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjbj/qgsj/2018/201803131510.html>。

³⁵ 「改革民間組織雙重管理體制的分析和建議」北京市社會組織網上服務網、2012年5月25日、<http://210.73.89.225/cms/zxux/402.jhtml>；王紹光・何建宇「中國的社團革命：中國人的結社版圖」『浙江學刊』（浙江）、2004年第6期、頁71～77。

³⁶ 王信賢『爭辯中的中國社會組織研究：「國家社會」關係的視角』（臺北：韋伯文化出版社、2006年）。

理体制」の緩和、政府の公的サービスの購入、ハブ型組織の構築である。「二重管理体制」の緩和とは、近年、多くの省や市で一部の組織は民政部に登録するだけでよくなったことである。しかし緩和されたのは、業界団体、科学技術関連、慈善団体、都市と農村の地域福祉の4つのカテゴリであり、これらはすべて政府に経済的にも社会治りの面でも協力できる組織である³⁷。政府の公的サービスの購入というのは、主に政府が資金と資源を提供して市民団体を引きつけ、社会サービスへの参加を促すというものである。近年、各地で中央政策に協力する団体が跡を絶たず、「政府のサービスの購入」は加速している。「ハブ型組織」の構築とは、既存の民間団体か新たに設立した GONGO に「ハブ組織」を務めさせ、関連する草の根組織を「割り当て」たり資源配分を行わせることで、「以民管民（民を以って民を管理する）」あるいは「以社管社（社会を以って社会を管理する）」を実現しようとするものである。ここから、共産党が社会組織を取り込み公的サービスに参加させようとしている意図が明白である。

台頭する社会組織を前に、共産党は社会組織を「取り込む」ことで独裁体制の強化を図り³⁸、もう一方では、最も自信のある「抑圧的」な手段で市民の声を封じ込めている。広州市の「番禺打工族服務部」、「向陽花女工服務中心」、「海哥勞工服務部」、および仏山市の労災維権組織「南飛雁社会工作服務中心」などの労働 NGO と呼ばれる労働者支援組織のメンバーが、2015年に広東省で相次いで逮捕・拘束さ

³⁷ 「行業協會商會脫離『官辦』方案即將出台」『新華網』2015年3月10日、http://news.xinhuanet.com/politics/2015-03/10/c_1114590586.htm。

³⁸ Jessica Teets, *Civil Society under Authoritarianism: the China Model* (New York: Cambridge University Press, 2014).

れたのは、その一例である³⁹。外国の NGO については、2016 年 4 月の全国人民代表大会で「域外非政府組織（NGO）域内活動管理法」を可決、成立させ⁴⁰、2017 年 1 月に施行した。この法律の最大の焦点は、海外 NGO の監督機関を従来の民政部から、省級以上の公安機関に移管したことである。

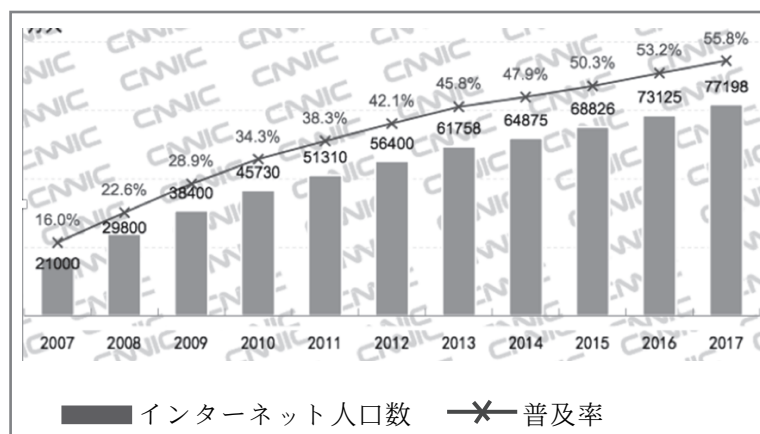
2 インターネット

インターネットの普及により新たな公共領域が生まれた。「中国インターネット情報センター」（CNNIC）の第 41 回「中国インターネット発展状況統計報告」によると、2017 年 12 月現在、中国のネットユーザー総人口は 7 億 7,200 万人、インターネット普及率は 55.8% に達し（図 1）、2016 年末から 2.6% 増加した。スマートホンでインターネットにアクセスする人も増え続け、現在では 7 億 5,300 万人に上り、中国のインターネットユーザー総数の 97.5% を占める。スマートホンは中国のソーシャルメディア「微博」のアカウントとつながり、無料インスタントメッセージングアプリ「微信」の使用量が大幅に増え、モバイルショッピングの利用率も上昇した。通信速度が速く、メッセージの送信が便利で、低コストなど、利点が多いスマートホンでのインターネット利用者は、今後も増加が見込まれる。これは中国のインターネットの監視能力にとって新たな挑戦となる。

³⁹ 「廣東勞工 NGO 遭連串打壓、至少 3 人被刑拘」『端傳媒』2015 年 12 月 5 日、<https://theinitium.com/article/20151205-mainland-guangdong-worker-ngo/>。

⁴⁰ 「授權發布：中華人民共和國境外非政府組織境內活動管理法」『新華網』2016 年 4 月 29 日、http://news.xinhuanet.com/legal/2016-04/29/c_1118765888.htm。

図1 中国のインターネットユーザー数と普及率



注：人数の単位は「万人」

出典：「中国インターネット発展状況統計報告（2018年1月）」中国インターネット信息中心、<http://www.cnnic.net.cn/hlwfzj/hlwzbg/hlwtjbg/201803/P020180305409870339136.pdf>。

2016年に「魏則西事件⁴¹」と「雷洋事件⁴²」が明るみに出た際、ネットユーザーはインターネットを通して情報を集め、事件の真相を究明し、追跡調査を行っただけでなく、さまざまな電子掲示板や

⁴¹ 「魏則西事件」2016年4-5月に発生した事件。亡くなった魏則西は生前、中国で有名な討論サイト「知乎」に「人としての最大の『悪』は何か?」という文章と動画を公開し「武警北京市総隊第2病院」と検索サイト「百度」への金銭授与による検索順位の操作問題を明るみにした。魏則西の死後、この問題は世間で大きな話題となりマスコミでも大きく報じられた。民衆の強い怒りにより、中央政府は世論に対応せざるを得ない状況となった。

⁴² 「雷洋事件」は2016年5月に発生した事件。中産階級の雷洋は買春容疑で警察に逮捕され移送中に死亡した。これが民衆に広まり、警察の不当な法の執行や個人の自由保障に関する議題について活発に討論されることになった。ネット上での世論が加熱し、人民大学、清華大学同窓生も共同で抗議し、中央政府の強力な介入により徐々に沈静化した。

「インターネットカフェ」で、医療制度の欠陥や個人の自由の保障について議論した。天津で起きた大爆発事故や客船「東方之星」の沈没事故など、いくつかの重大な公安事件への対応の際、共産党は「必ずや全てを政府の思い通りに動かす」という思想のもと、各メディアに対し統一した報道内容を要求し、ひいては情報を完全にブロックした。これにより、国民はインターネットで情報を入手せざるを得なくなり、いっそう噂が飛び交う状況に陥りやすくなった。

国の対応としては、近年、既存のインターネット検閲の仕組みを強化したほか、インターネット上の反体制派の言論の監視を厳しくし、インターネットポリスの検閲を強化し、五毛党の活動を拡大し、インターネットユーザーの意見や態度を分析する機関を設置した⁴³。特に「集団行動」を引き起こしやすい言論に対する管制を強化した⁴⁴。そうしたことから、公安部、国務院新聞弁、工業和信息化部…など、インターネット管理に携わる部門が入り乱れ、「九龍治水（指図する人間が多いために統一がとれない）」状態となり、中央と地方の足並みにも乱れが生じている⁴⁵。この問題を解決するため、共産党は2014年、中国共産党中央網絡安全和信息化領導小組（後に「委員会」に

⁴³ ハーバード大学の Gary King 教授などの関連研究によると、「五毛党」は「外部からの招聘」以外では、主に政府機関に所属する各部門の職員である。彼らの仕事は「責任制」で、インターネット上で注目されている事件の「討論に参加」しなければならないが、その目的は「争いを起こす」ことではなく、「話題をそらす」ことだという：Gary King, Jennifer Pan and Margaret Roberts, “How the Chinese Government Fabricates Social Media Posts for Strategic Distraction, Not Engaged Argument,” *American Political Science Review*, Vol. 111, Iss. 1 (January 2017), pp. 1~42.

⁴⁴ Gary King, Jennifer Pan and Margaret Roberts, “How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression,” *American Political Science Review*, Vol. 107, Iss. 2 (May 2013), pp. 1~18.

⁴⁵ 夏倩芳・袁光鋒『『國家』的分化、控制網絡與衝突性議題傳播的機會結構』『開放時代』（廣州）、2014年第1期、頁190~208。

変更。次節で述べる)を設立し、その下に事務局である中国共産党中央网络安全和信息化领导小组办公室(网信办)を設置した。このほか、《第13次5カ年計画》では「インターネット強国戦略」の実施が発表され、「インターネット+」行動プランと国家ビッグデータ戦略が国家戦略に格上げされた。

近年、「七不講」、「十六条」、大学での教育「綱領」、「党媒姓党」、「不得妄議中央」、およびインターネット安全法の審議計画を通して、「重大な突発的事件」が発生するのを未然に防ごうとしており、中国の世論空間は狭められている。2015年7月10日には、100人以上の弁護士、人権活動家、陳情者、および弁護士や人権活動家の親族が公安部によって大規模に逮捕されるという事件もあった。一部の人々は行方不明になっている。また、身柄を拘束されたり、連行されたり、連絡がとれなくなったり、事情聴取を受けたり、召喚されたり、あるいは短期的に自由を制限された人もいる。この事件に関係した行政機関は23にも上り、中国では「710維権弁護士」大逮捕事件と呼ばれている。

3 社会運動

ここ10年余りで中国の社会運動が急増した。公安部の2006年1月の発表によると、2005年の未許可の示威行進、示威行為、集会活動は9万6,000件に達し、820万人以上が参加した。一日平均263件の抗議活動があったことになる。北京清華大学社会学科の孫立平教授の予測では2010年の社会運動は18万件に上ったが、興味深いことに中国当局は最近、社会運動の数を公表していない⁴⁶。社会運動に

⁴⁶ 「中國大陸學者：2010年18萬起抗議事件、中國社會動盪加劇」『多維新聞網』2011年9月26日、<http://china.dwnews.com/big5/news/20110926/58160315.html>。

は不当な土地の収用、幹部の腐敗、労資の紛糾、環境保護、消費者、コミュニティの権益、人種問題、ナショナリズム、突発的事件など、ほぼすべての議題が含まれている。最近では退役軍人の大規模な闘争も多発している。中国は研究者のいうところの「運動社会」(movement society)になったようである⁴⁷。

社会問題というのは継続性のあるものだが、習近平氏の就任以降、その抗議内容には変化が見られる。筆者が収集したデータからその変化の内容がいくつかわかる⁴⁸。2012年11月の「中国共産党第十八回全国代表大会」で習近平氏が胡錦濤の後任として党総書記・中央軍事委員会主席に就任したのを境に、胡錦濤時代と習近平時代とに分けて、中国の抗議活動の主体と性質、抗議の内容、抗議の方法、および政府の対応を比べると、以下のような違いがある(表1)。

⁴⁷ David Meyer and Sidney Tarrow, *The Social Movement Society: Contentious Politics for the New Century* (Lanham, MD: Rowman and Littlefield, 1998); Sarah Soule and Jennifer Earl, "A Movement Society Evaluated Collective Protest in the United States, 1960-1986," *Mobilization: An International Journal*, Vol. 10, No. 3 (October 2005), pp. 345-364.

⁴⁸ 資料は諸報道ホームページからまとめた。信頼に値する代表的な資料がなく各媒体の分析には偏りがあるが、これらの情報をまとめて比較することで、より正確な資料へと近づけた。表にまとめた資料は、2006年～2017年12月、計3,083件。社会運動の時間、場所、運動の性質、運動の理由、規模、運動対象、動員方法、暴力的手段の有無、解決方法、国外勢力介入の有無等をまとめた。

表1 胡錦濤時代と習近平時代の社会運動の特徴比較

項目	任意項目	指標	胡錦濤時代	習近平時代
抗議の主体と性質	主体層	中上	13.06%	17.50%
	抗議要求	ポスト・マテリアリズム	9.50%	12.50%
抗議内容	規模	1万人以上	4.68%	4.08%
	抗議対象	政府	80.34%	74.36%
	脅威度	あり	2.64%	2.30%
	モバイルインターネットの使用	あり	8.97%	7.02%
抗議の方法と政府の対応	抗議の方法	暴力	33.18%	21.50%
	政府の対応	抑圧	53.03%	55.00%

出典：筆者による整理

(1) 抗議の主体と性質

この部分は抗議の主体となる社会層と抗議要求の性質に分けて考える。習近平氏が権力を握る前後では中上層の抗議の割合が13.06%から17.5%に上昇した。抗議要求の性質については、環境主義、人権、平和と市民権運動など、社会正義を守るポスト・マテリアリズム（post materialism）⁴⁹の傾向を持つ「新社会運動」が、9.5%から12.5%に上昇した。この2つのデータは、現在の中国の社会運動が社会の発展の多様化に伴って、これまでの「衣食」に関する要求から変化したとともに、より多くの中産階級が関与していることも意味している。

⁴⁹ Ronald Inglehart, *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles among Western Publics* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1997).

(2) 抗議内容

1万人以上の規模の抗議活動の比率は、習近平氏就任の前後でそれぞれ4.68%と4.08%と、わずかに減少した。政府に対する抗議活動も80.34%から74.36%に減少した。抗議の対象の多くが政府であることには変わりはないものの、非政府組織にも移行し始めており、抗議の理由が多様化していることを表している。抗議の脅威度は習近平氏就任前後であまり変わらず、その割合はともに極めて低い。モバイルインターネットツールの使用は8.97%から7.02%へ約2%低下した。しかし、習近平氏就任の1,2年前の割合を見てみると15%前後と非常に高かった。就任後に一桁台に下がったことになる。これは習近平氏就任後、インターネットの監視を強化したことと関係がある。

(3) 抗議の方法と政府の対応

人々の抗議方法も、国家と社会の相互作用を非常によく表している。習近平氏就任後、暴力による抗議の割合は33.18%から21.50%へと急激に下がった。時間の流れで見ると、2012年以降暴力による抗議の割合は徐々に低下し、2014年と2015年には15%を下回った。政府の対応は抑圧による対応が53.03%から55%へとわずかに増加した。つまり、民衆は感情を抑えて抗議スキルを向上させることで、国家機関との正面衝突を避ける流れにあることがわかる。しかし、政府のほうは抑圧を弱めないばかりか逆に強めている。中産階級の抗議と政府の抑圧は、もう1つの注目すべき焦点である。胡錦濤時代は中上層の抗議に対しては寛容な態度をとり、国家機関による抑圧を安易に始めることはなかった。しかし、習近平時代になると、政府は中上層の抗議に対して抑圧的な戦略をとるようになり、

これまでの研究結果や胡錦濤時代とは反対の状況となった。中産階級に対する抑圧の強化は社会の安定を維持するための習近平時代の「重心」といえる⁵⁰。

習近平氏が権力を握ってから抗議を行う階層が上位ヘンフトし、その性質は「価値志向」が強くなり、1万人以上の活動の割合が減少し、政府に対する抗議の割合が下がり、脅威を具えた活動の割合が低く、暴力による抗議も少なくなった。これは社会運動を行う人々がこの政権とどう「向き合うべきか」を認識してきたことを示している。しかし、中央政府が社会の安定を重視している限り、地方幹部にとって「一票否決」の対象となる任務はやはり維穩であり、これが「抑圧」で集団抗議行動を解決しようとする原因になっている⁵¹。前述した社会組織への圧力や、より厳しくなったインターネット上の監視などが相まって、最近の中国の「市民社会」の空間はますます限られたものになっている。これは習近平氏就任後の社会治理の方法と関係している。

四 習近平時代の維穩体制と社会治理戦略

前述したように、中国は改革開放以降、全体主義から遠ざかる中で、特に胡温政権期にその権威主義体制に2つの明らかな特徴が現れた。1つは政府内の分裂と利害の衝突、もう1つは社会的勢力の台頭に伴う国家と社会の関係の変容である。以下に、習近平氏就任後

⁵⁰ Hsin-Hsien Wang, Wei-Feng Tzeng, Shinn-Shyr Wang, Wei-Chih Chiu, "An Eye for an Eye? Analyzing Citizens' Use of Violence in China's Popular Protest," presented for the 2018 Annual Conference of Midwest Political Science Association (Chicago, Illinois: The Midwest Political Science Association, April 5-8, 2018).

⁵¹ 王信賢・邱韋智・王信實「中國社會抗爭中的策略互動與類型：三層模型分析」『中國大陸研究』第59卷第1期（2016年3月）、頁75-99。

の社会治理解体制の調整と戦略を分析する。

1 社会治理解能力の強化：硬軟両様

中国共産党の社会管理業務は常に「飴と鞭」の論理を含んでおり、硬軟両様の戦略をとっている。ここ最近の『政治報告』もこの流れを継承しており、これらはすべて党の執政能力（state capacity）に関係する⁵²。Michael Mannの見解によると、この戦略は国家権力を専制的権力（despotic power）とインフラストラクチャー的権力（infrastructural power）に分けることができる。前者は一種の分配能力を指し、党・政官僚は社会の同意なしにその意志を遂行することができる権力である。後者は国が社会へ入り込み浸透する力で、組織の構築と政策決定を通じて国民生活を調整する。現代国家の特徴は「インフラ」を強化することであり、社会に対する浸透力、社会生活への影響力を強化すれば、国民の民族国家に対する認識をより強くできると考えられている。国はインフラ整備に加え、経済発展、社会福祉、人々の生活にも介入すれば、政策を地域の隅々にまで浸透させ、社会への介入を広げることができる⁵³。

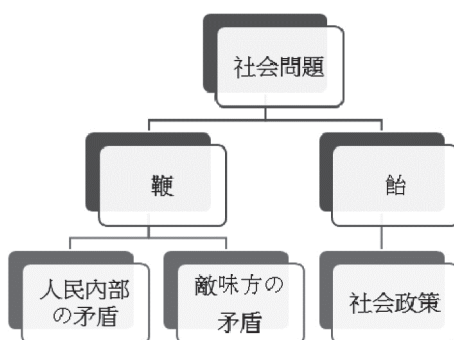
一般的に、社会の安定の維持は、強制力の使用だけではなく、人々の生活や社会福祉改革とも関係する。「十九大」『政治報告』に記載されている「社会政策」には、教育、雇用と所得、社会保障、貧困脱却、保健医療、「三農問題」の解決、生態保護などが含まれている。これらは「インフラストラクチャー的権力」に属し、「飴」の手法で

⁵² Theda Skocpol, “Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current,” in Peter Evans and Theda Skocpol ed. *Bringing the State Back In* (NY: Cambridge University Press, 1985), pp. 3-37.

⁵³ Michael Mann, *The Sources of Social Power: The Rise of Classes and Nation-states, 1760-1914* (New York: Cambridge University Press, 1993), pp. 54-63.

ある。一方、「社会の安定」は専制的権力に属し、「鞭」の手法である⁵⁴。専制的権力はさらに「人民内部の矛盾」と「敵味方の矛盾」に分けることができる。『政治報告』に提起された「打造共建共治共用的社会治理格局（共建・共管・共有の社会治理の枠組みの構築）」は「人民内部の矛盾」に対処する手段であり、教育することができるものである。他方、「有効維護国家安全（国家の安全の効果的な維持）」、とりわけ「三股勢力（テロリズム、分離主義、宗教過激派）」に関するものは「敵味方の矛盾」に属し、妥協を許さない（図2）。

図2 十九大『政治報告』の中の社会問題に関する論述の構造



出典：筆者作成。

2 維穩体制を統合するための「頂層設計」の強化

中国共産党が政策策定と実施の上で常に遭遇する最大の困難は、各行政部門間の利害の衝突である。共産党、政務院、部会、委員会

⁵⁴ 「中國共産黨第十九次全國代表大會關於十八屆中央委員會報告的決議」『新華網』2017年10月24日、http://news.xinhuanet.com/politics/19cpenc/2017-10/24/c_1121849794.htm。

の間で業務を分担すると、意見の相違が生じ共通目標を達成できなくなる。これが前述した「分断化した権威主義」である。そこで、習近平氏は「頂層設計」という党中央によるトップ・ダウン式の政治運営方式を打ち出した。これは政策策定を中央集権化することで、既存の構造を変え、部門本位の考え方や既得権益という枠を取り払おうという考えで、組織体制を改革し問題を解決しようとしている。「頂層設計」の最も代表的なものは「中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議」後の2014年に設立した「国家安全委員会」、「全面深化改革領導小組」、および前述の「网络安全和信息化領導小組」である。この3つは共産党の「維穩」業務と密接な関係がある。また、2018年3月には『深化党和国家機構改革法案』を公布し、重要な目標である「頂層設計、総体設計、統一調整、全面推進、実施管理」を達成するため、共産党中央領導小組の一部を「委員会」に変更した⁵⁵。その中には「全面深化改革領導小組」と「网络安全和信息化領導小組」も含まれている。つまり、習近平時代の維穩における「頂層設計」の政治運営方式は、以下のように分けることができる。

(1)中央国家安全委員会：「鞭」の権力に関係する政府機関には、少なくとも中央政法委員会、中央社会治安綜合治理委員会（中央總治委）、公安部、中国人民武装警察部隊、国家安全部、および中国共産党中央議事協調機構に属する「中央維穩工作領導小組」（維穩小組）や「党中央邪教問題を防止および処理する領導小組弁公室」（610弁公室）がある。「国家安全委員会」設立の目的は指示の統一を図るため、国の安全に関する全体的な調整を担当しており、「維穩」業務は中国国内の社会治理の任務に属する。『深化党和国家機構改革法

⁵⁵ 「人民日報：健全健全黨對重大工作的領導體制機制」『中國新聞網』2018年04月18日、<http://www.chinanews.com/11/2018/04-18/8493570.shtml>。

案』では「中央総治委」、「維穩小組」、「610 弁公室」の機能が中央政法委員会に統合され、「頂層設計」の理念がさらにはっきりと示された。

(2)中央全面深化改革領導小組：維穩の「飴」の手法である。国民生活や社会事業改革に重要な役割を果たしている。「改革の総体設計」の責任を負い、経済発展、社会の安定、国民生活の向上などを管轄しており、『戸籍制度改革の一段の推進に関する意見』を公表した。これにより、農民工が都市部で暮らす場合の戸籍に関する規制が緩和され、人口の移動や社会の安定に大きな影響を与えた。このほか、「雷洋事件」が発生し社会的議論が巻き起こった際には、公安による「行き過ぎた法執行」の問題に対処するため、『公安機関による法執行の規範化の深化に関する意見』も発表した⁵⁶。

(3)「網信小組」と「網信弁」：インターネットの安全を国の安全概念に組み入れた後、「網信弁」の業務は非常に重要なものとなった。そこで、共産党は「国家安全委員会」の設立に加え「網信小組」も設立し、インターネット管理の強化と業務の効果的な分散を行った。共産党の権力の配置に基づき「網信弁」は各級宣伝部のコントロール下に置かれた。その目的は、中央政府が世論を監視し導くための反応速度や対応能力を強化するためである。共産党は人権活動家、オピニオンリーダー、インターネットの大 V（多数のフォロワーを持つ公式アカウントもしくは実名登録アカウント）を社会不安を招く根源と見なしている。彼らが自身の知名度や影響力を利用してデマを飛ばし紛糾を引き起こしているため、「根源管理」を行わなければならないと考えている。「八・一九講話」の後にインターネット

⁵⁶ 「習近平主持召開中央全面深化改革領導小組第二十四次會議」『新華網』2016年5月20日、http://news.xinhuanet.com/politics/2016-05/20/c_1118904441.htm。

に対する統制が厳しくなり、多くの大Vやオピニオンリーダーが逮捕されたのはその例証である。

3 「依法治国」？関連法の公布

共産党の維穩のためのツールは目に見える国家暴力だけではない。「法整備」を強化し「依法治国（法に依って国を治める）」も着実に進めている。つまり、社会統制を「総体的な安全概念」の枠組みに組み込み合法化した。2015年7月1日に可決された『国家安全法』はその一例である。インターネット上の安全について、政府はインターネット規制を合法化するため、『国家安全法』第26条に「インターネット管理を強化し、サイバー攻撃、機密情報の盗難、違法で有害な情報を広めるなどのインターネット犯罪行為を防止・処罰し、国のインターネット空間の主権、安全および発展の利益を維持する」と定めた⁵⁷。このほか、『インターネット安全法』の施行もインターネット主権の合法化を意味している。また、インターネットの安全を国家戦略レベルに押し上げた理由には、国際的なサイバー戦争の脅威に対応するほか、政権基盤をさらに強固なものにし社会維穩を図るなどの内情も含まれている。例えば「テロリズムの宣伝、宗教過激派、国家政権の転覆の扇動、社会主義体制の打倒」などは、インターネット上の安全を脅かす主な活動と認定されている⁵⁸。

社会組織については、前述した関連する規制措置の変更に加え、法令でも活動が規制された。2016年3月に可決・成立した『慈善法』の第4条には「慈善事業を展開するにあたって…国家の安全に危害

⁵⁷ 「中華人民共和國国家安全法」『中國人大網』2015年07月01日、http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-07/07/content_1941161.htm。

⁵⁸ 「中華人民共和國網絡安全法」『中國人大網』2016年11月7日、http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm。

をもたらしてはならない」と規定され、第15条と第104条でも慈善組織は国の安全に危害をもたらす活動に従事したり援助したりしてはならないと言及している⁵⁹。また、前述の『域外非政府組織（NGO）域内活動管理法』第5章「監督管理」（第39-44条）においては、域外NGOの責任者への事情聴取、一時的な活動の停止、書類・資料のチェック、口座資金の凍結、「ブラックリスト」の公表（第48条）など、中国国内で活動する海外のNGOを監督・管理するための大きな権力とさまざまな手段が公安機関に与えられている⁶⁰。

このほか、社会秩序を乱す世論を効果的に監視するため、「全国人民代表大会」は2015年8月末に『刑法修正案（九）』を可決し、犯罪となる行為を9つ追加した。このうち、第291-1第2款「造謠（デマを飛ばす）」に関する部分は、言論の自由の締めつけであるとの議論を呼んだ。条文によると、「造謠」とは「虚偽の危険情報、疫病情報、災害情報、警告をでっち上げ、インターネットやその他の媒体でその虚偽情報を流通させ、あるいは明らかに虚偽の情報と知りながらインターネットやその他の媒体でその虚偽情報を故意に流通させ、社会秩序を深刻に乱す」ことであり、7年以下の有期懲役に処される⁶¹。しかし、この法的規制は誤用されたり悪用されたりする可能性もある。それは「虚偽」や「デマ」の線引きはそれ自身、主観的な意識であるからである。当局が反体制派を取り締まるためのツールになる可能性もある。中国の「依法治国」は「法の支配」（rule of

⁵⁹ 「中華人民共和國慈善法」『中國人大網』2016年3月19日、http://www.npc.gov.cn/npc/dbdhhy/12_4/2016-03/21/content_1985714.htm。

⁶⁰ 「授權發布：中華人民共和國境外非政府組織境內活動管理法」『新華網』2016年04月29日、http://news.xinhuanet.com/legal/2016-04/29/c_1118765888.htm。

⁶¹ 「中華人民共和國刑法修正案（九）」『人大新聞網』2015年8月29日、<http://npc.people.com.cn/n/2015/1126/c14576-27857512.html>。

law)ではなく、「法治主義」(rule by law)であり、その目的は社会的統制を「合理化」し「合法化」することである。

4 科学技術を強化し社会を監視する

情報技術の発展は民主主義を促進するのか、あるいは権威主義を強固なものにする武器であるのか。学术界で長い間議論されてきた。自由主義者は情報技術の発展は政治参加のためのより良い環境を作り出すことができると信じている⁶²。一方で、国の情報の独占と国民に対する監視の強化につながると考える人もいる⁶³。ジョージ・オーウェルの著名な小説『1984』では、政府が町中至る所で監視をしている世界が描かれている。「ビッグ・ブラザーがあなたを見守っている」(Big brother is watching you)という言葉は、全体主義国家を描写する名句となった。英国のテレビドラマ『ブラックミラー』(Black Mirror)では、あるユートピア世界を描いた回がある。そこでは人々は統一されたシステムによって点数をつけられ、その点数によって人付き合いや仕事において得られる待遇が決まる。しかし、中国では今、現実にはこのような状況が起きているのである。

2015年5月、中国国務院は『中国製造2025』(Made in China 2025)計画を発表した。この計画はドイツの「インダストリー4.0」(Industry 4.0)に影響を受けたもので、製造業のコンピュータ化、デジタル化、スマート化を推し進めるものである。「中国製造2025」の推進に加

⁶² Barry Hague and Brian Loader, *Digital Democracy: Discourse and Decision-making in the Information Age* (London: Routledge, 1999).

⁶³ Hubertus Buchstein, "Bytes that Bite: The Internet and Deliberative Democracy," *Constellations*, Vol. 4, No. 2 (1997), pp. 248~263.; James Scott, *Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition have Failed* (New Haven, CT.: Yale University Press, 1998).

え、中国3大ネットサービス企業と呼ばれるアリババ、百度、騰訊の成長も、ユビキタスネットワーク、ビッグデータ分析、人工知能(AI)などの関連産業を「爆発的成長」時代へと発展させた。しかし、この発展は経済的な側面だけではない。制度設計や企業に対するコントロールなどを通じた「デジタル経済」が、共産党政権が国民を直接監視する手段となり、新たな超監視社会を実現する可能性がある。共産党は近年、インターネット管理、社会信用システム構築、スカイネット(skynet)システムやDNAデータベースの構築、とりわけ党国による「ビッグデータ」の独占を積極的に進めている。それに伴い中国の国家と社会の関係も変化している。科学技術の発展と制度改革を通して整備された党国体制は、社会のために整備されたより完全な安全ネットワークと謳われているが、しかしその本質は社会全体に張り巡らされた包囲網であり、国民がその便利さを享受している傍らで、よりグレードアップした「ビッグ・ブラザー」が全力で監視しているのである。

ドイツの政治学者 Sebastian Heilmann は、このようなやり方を「デジタル・レーニン主義」(digital Leninism)と名づけた⁶⁴。また、このようなインターネットで監視し民意を導くことに長けた中国共産党の政治形態を「インターネット権威主義」(networked authoritarianism)と呼ぶ学者もいる⁶⁵。Stein Ringen は、今の中国の社

⁶⁴ Sebastian Heilmann, "Big Data reshapes China's approach to governance," *Mike Norman Economics*, October 7, 2017, <https://heterodox.economicblogs.org/mike-norman-economics/2017/norman-sebastian-heilmann-mdash-big-data-reshapes-china-governance>.

⁶⁵ Rebecca MacKinnon, "China's 'Networked Authoritarianism,'" *Journal of Democracy*, Vol. 2, No. 2 (April 2011), pp. 32~46.; Wen-Hsuan Tsai, "How 'Networked Authoritarianism' was Operationalized in China: Methods and procedures of public opinion control," *Journal of Contemporary China*, Vol. 25, No. 101 (April 2016), pp. 731~744.

会監視体制はやり方は穏やかであるが効果は絶大で、完璧な発展を遂げているとした。そして、これまで見たことのないこの独裁体制は「完璧な独裁政権」(perfect dictatorship)と言えるが、その本質は「制御主義」(controlocracy)であると述べた⁶⁶。したがって、中国における科学技術の発展は民主主義を促進するものではなく、国の情報の独占と国民に対する監視を強化するものである。共産党は資源や技術を掌握し、さらに成熟した監視システムを具えた政権であり、「科学技術的権威主義」(technological authoritarianism)と呼ぶことができる⁶⁷。

五 おわりに

本論は政権の特質と国家と社会の関係理論を出発点とし、中国が市場化改革と社会構造改革を進めたことで、内部の制度が多様化し、社会に対する統制力が弱くなったことを説明した。しかし、習近平氏の就任後は改革開放以降の問題を克服すべく、社会的勢力を代表する社会組織、インターネット上の発言、社会運動などを抑圧したほか、新たな制度を構築することで制度の多様化問題の解決を目指すとともに、社会の監視を強化した。具体的には「硬軟両様」戦略で社会統制の強化を図るとともに、維穩体制を統合するため「頂層設計」も強化した。さらに、関連法を相次いで可決させ「国家安全」の名のもとに社会セクターの活動空間を制限した。そして、最も重要なのは社会を監視するため、国の科学技術力を強化し「ビッグデータ」を独占したことである。

⁶⁶ 薛青詩譯、Stein Ringen 著『完美的獨裁：二十一世紀的中國』（新北：左岸文化、2017年）。

⁶⁷ 王信賢「科技威權主義：習近平『新時代』中國國家社會關係」『展望與探索』第16卷第5期（2018年5月）、頁111~127。

中国の党国体制の元来の「中央集権」的性質、社会セクターに対する不信、さらには習近平氏が権力を握った後の社会組織に対する「浄化」は、「真の」官民連携を極めて困難なものにしている。また、組織が制度環境によって受ける制限や共産党による資源の統制、社会組織の地域を越えた発展の妨害などが、中国に真のNGOが育つのを困難にしている。社会組織の地域を越えた発展には、国内地域の横断的な交流や、海外NGOとの接触や協力などを含む。もちろん、これらは共産党が政権の安定化を図って行っていることであるが、社会全体のリスクを確実に増やすことにもなる。それは、共産党のほかに国家組織がないため、一旦「国が効力を失う」と市民社会は支柱をなくし、社会は正常な秩序を失ってしまうからである。これは中国社会の発展における最大のジレンマであり難題である。これを別の角度から見ると「共産党がなければ、中国は混乱する」という言い分も、「党国が社会を縛る」当然の成り行きとして理解できる。

中国の事例から、権威主義体制は決して線状に発展するわけではないことが検証された。権威主義体制は統制がより厳しい別の政治形態へと移行し、民主化へは向かわない可能性もある⁶⁸。また、近年の中国の政治と社会の発展の様子から、「胡温政権期」の社会統制は実際には比較的緩かったことがわかる。本論の国家と社会の関係に関する理論の中の「形容詞を冠した権威主義」の研究でも、その多くが「ポスト全体主義」あるいは「権威主義」とはかけ離れた含意を帯びている。中国で一部の「市民社会」がすでに台頭していることを主張している関連文献も、その実証は胡温政権期のものがほと

⁶⁸ Axel Hadenius and Jan Teorell, "Pathways from Authoritarianism." *Journal of Democracy*, Vol. 18, No. 1 (January 2007), pp. 143-157.

んどである。他方、習近平氏就任以降は、社会のあらゆる方面で監視がより厳しくなったのは明らかであるが、前述の科学技術の発展と相まって、習近平時代は「旧体制に復する」だけにとどまらず、新たな政治形態へと発展していく可能性を秘めている。

(寄稿：2018年6月11日、採用：2018年8月30日)

翻訳：西方亜希子（フリーランス翻訳）

習近平時期中國社會治り與 國家社會關係

王信賢

(國立政治大學東亞研究所特聘教授兼所長)

【摘要】

威權主義已成為近年來比較政治領域中的重要課題，研究焦點不僅集中在統治集團內部的權力分配，也放在來自社會對政權的挑戰。中國歷經將近四十年的改革開放不僅經濟快速成長，國家社會關係也發生了改變，特別是隨著近年來社會力量不斷增強，民眾維權的需求與國家維穩間產生極大的矛盾。本文將從威權政體與國家社會關係的理論觀點出發，探討並比較在習近平掌權前後社會力量興起與黨國回應的變化，本文認為，習近平政權確實強化了國家強制力的運用，特別是透過掌握資訊通訊科技加深對社會的控制，此與其推動的「依法治國」和「創新社會治り」有本質上的差異。本文最後則提出具理論與政策意涵之結語。

關鍵字：威權政體、國家社會關係、社會治り、頂層設計、資訊通訊科技

The Social Governance and State Society Relations in Xi Jinping's China

Hsin-Hsien Wang

Distinguished Professor, Graduate Institute of East Asian Studies,
National Chengchi University

[Abstract]

In recent years, authoritarianism has become an important research topic in the field of comparative politics. Studies have focused not only on internal power distribution within the ruling clique, but also increasingly on the mass protests that are significantly affecting social stability, which can be said is the society's biggest challenge. Ever since China has entered the post-Mao era, it has seen great changes in state-society relations, such as an increase in economic reforms that came about with the transition. This transition also brought about a steady increase in social forces, as well as both resentment and discontentment from the people in recent years. In this paper, we will discuss both authoritarian regimes and state society relations using theoretical perspectives. Then, we will describe and compare the rise of social forces and party-state responses before and after Xi Jinping came into power in the CCP. Furthermore, we will indicate that Xi regime strengthened the use of coercive power of the state, especially with the use of ICTs and digitization to expand social control. The "rule of law" and "innovative social governance" promoted by the Xi regime essentially contradict the empirics. In the final section, the conclusion and discussion of theoretical and policy implication will be discussed.

Keywords: Authoritarian Regime, State-society Relations, Social Governance, Top-level Design, Information and Communication Technologies (ICTs)

〈参考文献〉

- 「人民日报：建立健全黨對重大工作的領導體制機制」『中國新聞網』2018年04月18日、
<http://www.chinanews.com/11/2018/04-18/8493570.shtml>。
- 「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」『新華網』2013年11月15日、
http://news.xinhuanet.com/politics/2013-11/15/c_118164235.htm。
- 「中國大陸學者：2010年18萬起抗議事件、中國社會動盪加劇」『多維新聞網』、2011年
9月26日、<http://china.dwnews.com/big5/news/20110926/58160315.html>。
- 「中國互聯網發展狀況統計報告」中國互聯網絡信息中心、2018年1月、<http://www.cnnic.net.cn/hlwfzyj/hlwzxbg/hlwjtjbg/201803/P020180305409870339136.pdf>。
- 「中國共產黨第十九次全國代表大會關於十八屆中央委員會報告的決議」『新華網』2017
年10月24日、http://news.xinhuanet.com/politics/19cpcnc/2017-10/24/c_1121849794.htm。
- 「中國共產黨第十九次全國代表大會關於十八屆中央委員會報告的決議」『新華網』2017
年10月24日、http://news.xinhuanet.com/politics/19cpcnc/2017-10/24/c_1121849794.htm。
- 「中華人民共和國刑法修正案（九）」『人大新聞網』2015年8月29日、<http://npc.people.com.cn/n/2015/1126/c14576-27857512.html>。
- 「中華人民共和國國家安全法」『中國人大網』2015年07月01日、http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-07/07/content_1941161.htm。
- 「中華人民共和國慈善法」『中國人大網』2016年3月19日、http://www.npc.gov.cn/npc/dbdhy/12_4/2016-03/21/content_1985714.htm。
- 「中華人民共和國網絡安全法」『中國人大網』2016年11月7日、http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2016-11/07/content_2001605.htm。
- 「行業協會商會脫離『官辦』方案即將出台」『新華網』2015年3月10日、http://news.xinhuanet.com/politics/2015-03/10/c_1114590586.htm。
- 「改革民間組織雙重管理體制的分析和建議」北京市社會組織網上服務網、2012年5月
25日、<http://210.73.89.225/cms/zxux/402.jhtml>。
- 「社會服務統計季報（2017年四季度）」中華人民共和國民政部、<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjtb/qgsj/2018/201803131510.html>。
- 「胡錦濤在中國共產黨第十八次全國代表大會上的報告」『新華網』2012年11月17日、
http://news.xinhuanet.com/18cpcnc/2012-11/17/c_113711665.htm。
- 「授權發布：中華人民共和國境外非政府組織境內活動管理法」『新華網』2016年04月
29日、http://news.xinhuanet.com/legal/2016-04/29/c_1118765888.htm。
- 「授權發布：中華人民共和國境外非政府組織境內活動管理法」『新華網』2016年4月29
日、http://news.xinhuanet.com/legal/2016-04/29/c_1118765888.htm。
- 「習近平主持召開中央全面深化改革領導小組第二十四次會議」『新華網』2016年5月20
日、http://news.xinhuanet.com/politics/2016-05/20/c_1118904441.htm。

- 「廣東勞工 NGO 遭連串打壓、至少 3 人被刑拘」『端傳媒』2015 年 12 月 5 日、<https://theinitium.com/article/20151205-mainland-guangdong-worker-ngo/>。
- 王信賢『爭辯中的中國社會組織研究：「國家社會」關係的視角』（臺北：韋伯文化出版社、2006 年）。
- 王信賢・王占璽「夾縫求生：中國大陸社會組織的發展與困境」『中國大陸研究』第 49 卷第 1 期（2006 年 3 月）、頁 27~51。
- 王信賢・寇健文主編『邁向公民社會？當代中國「國家－社會」關係分析』（臺北：五南圖書、2014 年）。
- 王信賢・邱章智・王信實「中國社會抗爭中的策略互動與類型：三層模型分析」『中國大陸研究』第 59 卷第 1 期（2016 年 3 月）、頁 75~99。
- 王信賢「科技威權主義：習近平『新時代』中國國家社會關係」『展望與探索』第 16 卷第 5 期（2018 年 5 月）、頁 111~127。
- 王紹光・何建宇「中國的社團革命：中國人的結社版圖」『浙江學刊』（浙江）、2004 年第 6 期、頁 71~77。
- 夏倩芳・袁光鋒「『國家』的分化、控制網絡與衝突性議題傳播的機會結構」『開放時代』（廣州）、2014 年第 1 期、頁 190~208。
- 薛青詩譯、Stein Ringen 著『完美的獨裁：二十一世紀的中國』（新北：左岸文化、2017 年）。
- Barnett, Doak, *Communist China and Asia: Challenge to American Policy* (New York: Harper & Brothers, 1960).
- Boix, Carles and Milan W. Svolik, "The Foundations of Limited Authoritarian Government: Institutions, Commitment, and Power-sharing in Dictatorships," *The Journal of Politics*, Vol. 75, No. 2 (April 2013), pp. 300~316.
- Brownlee, Jason, *Authoritarianism in an Age of Democratization* (New York: Cambridge University Press, 2007).
- Buchstein, Hubertus, "Bytes that Bite: The Internet and Deliberative Democracy," *Constellations*, Vol. 4, No. 2 (1997), pp. 248~263.
- Chan, Anita, "Revolution or Corporatism? Workers and Trade Unions in Post-Mao China," *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 29 (January 1993), pp. 31~61.
- Foster, Kenneth, "Associations in the Embrace of an Authoritarian State: State Domination of Society?" *Studies in Comparative International Development*, Vol. 34, No. 4 (Winter 2001), pp. 84~109.
- Friedrich, Carl and Zbigniew Brzezinski, *Totalitarian Dictatorship and Autocracy* (Cambridge: Harvard University Press, 1956).
- Fulda, Andreas, Yanyan Li and Qinghua Song, "New Strategies of Civil Society in China: A Case Study of the Network Governance Approach," *Journal of Contemporary China*, Vol. 21, Iss. 76, (July 2012), pp. 675~693.
- Gandhi, Jennifer, "Dictatorial Institutions and their Impact on Economic Growth," *European*

- Journal of Sociology*, Vol. 49, No. 1(April 2008), pp. 3~30.
- Hadenius, Axel and Jan Teorell, "Pathways from Authoritarianism," *Journal of Democracy*, Vol. 18, No. 1 (January 2007), pp. 143~157.
- Hague, Barry and Brian Loader, *Digital Democracy: Discourse and Decision-making in the Information Age* (London: Routledge, 1999).
- He, Baogang, "The Limits of Semi-Civil Society", *The Democratic Implications of Civil Society in China* (London: MacMillan Press, 1997), pp. 147~165.
- Heilmann, Sebastian, "Big Data reshapes China's approach to governance," *Mike Norman Economics*, October 7, 2017, <https://heterodox.economicblogs.org/mike-norman-economics/2017/norman-sebastian-heilmann-mdash-big-data-reshapes-china-governance>.
- Inglehart, Ronald, *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles among Western Publics* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1997).
- King, Gary, Jennifer Pan and Margaret Roberts, "How the Chinese Government Fabricates Social Media Posts for Strategic Distraction, Not Engaged Argument," *American Political Science Review*, Vol. 111, Iss. 1 (January 2017), pp. 1~42.
- King, Gary, Jennifer Pan and Margaret Roberts, "How Censorship in China Allows Government Criticism but Silences Collective Expression," *American Political Science Review*, Vol. 107, Iss. 2 (May 2013), pp. 1~18.
- Koesel, Karrie, "The Rise of a Chinese House Church: The Organizational Weapon," *The China Quarterly*, Vol. 215 (September 2013), pp. 572~589.
- Landry, Pierre, *Decentralized Authoritarianism in China: The Communist Party's Control of Local Elites in the Post-Mao Era* (New York, NY: Cambridge University Press, 2008).
- Lee, Ching Kwan and Yonghong Zhang, "The Power of Instability: Unraveling the Microfoundations of Bargained Authoritarianism in China," *American Journal of Sociology*, Vol. 118, No. 6 (May 2013), pp. 1475~1508.
- Lewis, John, *Leadership in Communist China* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1963).
- Li, Yao, "Fragmented Authoritarianism and Protest Channels: A Case Study of Resistance to Privatizing a Hospital," *Journal of Current Chinese Affairs*, No. 2 (January 2013), pp. 195~224.
- Lieberthal, Kenneth, "Introduction: The Fragmented Authoritarianism Model and Its Limitation," in Kenneth Lieberthal and David Lampton eds., *Bureaucracy, Politics, and Decision-Making in Post-Mao China* (Berkeley, CA: University of California Press, 1992), pp. 1~30.
- Linz, Juan and Alfred Stepan, *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, Post-Communist Europe* (Baltimore, MD: John Hopkins University Press, 1996), pp. 38~54.
- Linz, Juan, "Totalitarian and Authoritarian Regimes," in Fred I. Greenstein and Nelson W.

- Polsby eds., *Handbook of Political Science (3): Micropolitical Theory* (Reading, MA: Addison-Wesley, 1975), pp. 175~412.
- Linz, Juan, *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, (Boulder, CO: Lynne Rienner, 2000).
- Lorentzen, Peter, "Regularizing Rioting: Permitting Public Protest in an Authoritarian Regime," *Quarterly Journal of Political Science*, Vol. 8, No. 2 (2013), pp. 127~158.
- MacKinnon, Rebecca, "China's "Networked Authoritarianism," *Journal of Democracy*, Vol. 2, No. 2 (April 2011), pp. 32~46.
- Mann, Michael, *The Sources of Social Power: The Rise of Classes and Nation-states, 1760-1914* (New York: Cambridge University Press, 1993), pp. 54~63.
- Mertha, Andrew, "'Fragmented Authoritarianism 2.0': Political Pluralization in the Chinese Policy Process," *The China Quarterly*, No. 200 (December 2009), pp. 995~1012.
- Meyer, David and Sidney Tarrow, *The Social Movement Society: Contentious Politics for the New Century* (Lanham, MD: Rowman and Littlefield, 1998).
- Nan, Lin and Chih-jou Jay Chen, "Local Elites as Officials and Owners: Shareholding and Property Rights in Daqiuzhuang," in Jean Oi and Andrew Walder ed., *Property Rights and Economic Reform in China* (Stanford: Stanford University Press, 1999), pp. 301~354.
- Nathan, Andrew, "China's Changing of the Guard: Authoritarian Resilience," *Journal of Democracy*, Vol. 14, No. 1 (January 2003), pp. 6~17.
- Nathan, Andrew, "Totalitarianism, Authoritarianism, Democracy: The Case of China," in Myron L. Cohen ed., *Case Studies in the Social Sciences* (Armonk, NY: M. E. Sharpe, 1992), pp. 235~256.
- O'Brien, Kevin and Lianjiang Li, *Rightful Resistance in Rural China* (New York: Cambridge University Press, 2006).
- Oi, Jean, *Rural China Takes Off* (California: University of California Press, 1999).
- Oi, Jean, *State and Peasant in Contemporary China: The Political Economy of Village Government* (California: University of California Press, 1989), pp. 1~12.
- Pearson, Margaret, "The Janus Face of Business Associations in China: Socialist Corporatism in Foreign Enterprises," *The Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 30 (January 1994), pp. 25~46.
- Pei, Minxin, "China's Evolution Toward Soft Authoritarianism," in Edward Friedman and Barrett McCormick eds., *What If China Doesn't Democratize? Implication for War and Peace* (Armonk, NY: M. E. Sharpe, 2000), pp. 74~98.
- Petrova, Tsveta, and Sidney Tarrow, "Transactional and Participatory Activism in the Emerging European Polity: The Puzzle of East-Central Europe," *Comparative Political Studies*, Vol. 40, No. 1 (2007 January), pp. 74~94.
- Saich, Tony, "Negotiating the State: The Development of Social Organizations in China," *The China Quarterly*, No. 161 (March 2000), pp. 124~141.

- Saich, Tony, *Governance and Politics of China* (New York: Palgrave Macmillan, 2004), pp. 213~232.
- Schurmann, Franz, *Ideology and Organization in Communist China* (Berkeley, CA: University of California Press, 1966).
- Scott, James, *Seeing Like a State: How Certain Schemes to Improve the Human Condition have Failed* (New Haven, CT.: Yale University Press, 1998).
- Shieh, Shawn and Guosheng Deng, "An Emerging Civil Society: The Impact of the 2008 Sichuan Earthquake on Grass-roots Associations in China," *The China Journal*, No. 65 (January 2011), pp. 181~194.
- Skocpol, Theda, "Bringing the State Back In: Strategies of Analysis in Current," in Peter Evans and Theda Skocpol ed. *Bringing the State Back In* (NY: Cambridge University Press, 1985), pp. 3~37.
- Soule, Sarah and Jennifer Earl, "A Movement Society Evaluated Collective Protest in the United States, 1960-1986," *Mobilization: An International Journal*, Vol. 10, No. 3 (October 2005), pp. 345~364.
- Spire, Anthon, "Contingent Symbiosis and Civil Society in an Authoritarian State: Understanding the Survival of China's Grassroots NGOs," *American Journal of Sociology*, Vol. 117, No. 1 (July 2011), pp. 1~45.
- Teets, Jessica, "Let Many Civil Societies Bloom: The Rise of Consultative Authoritarianism in China," *The China Quarterly*, No. 212 (February 2013), pp. 1~20.
- Teets, Jessica, *Civil Society under Authoritarianism: the China Model* (New York: Cambridge University Press, 2014).
- Tsai, Wen-Hsuan, "How 'Networked Authoritarianism' was Operationalized in China: Methods and procedures of public opinion control," *Journal of Contemporary China*, Vol. 25, No. 101 (April 2016), pp. 731~744.
- Unger, Jonathan and Anita Chan, "China, Corporatism and East Asian Model," *Australian Journal of Chinese Affairs*, No. 33 (January 1995), pp. 29~53.
- Walder, Andrew ed., *Zouping in Transition: The Process of Reform in Rural North China* (Cambridge: Harvard University Press, 1998).
- Walder, Andrew, *Communist Neo-Traditionalism: Work and Authority in Chinese Industry* (Berkeley: University of California Press, 1986).
- Wang, Hsin-Hsien, Wei-Feng Tzeng, Shinn-Shyr Wang, Wei-Chih Chiu, "An Eye for an Eye? Analyzing Citizens' Use of Violence in China's Popular Protest," The 2018 Annual Conference of Midwest Political Science Association (Chicago, Illinois: The Midwest Political Science Association, April 5-8, 2018).
- Wank, David, *Commodifying Communism: Business, Trust, and Politics in a Chinese City* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999), pp. 23~40.

White, Gordon and Jude Howell, *In Search of Civil Society: Market Reform and Social Change in Contemporary China* (New York: Oxford University Press, 1996).

White, Gordon, *Riding the Tiger: The Politics of Economic Reform in Post-Mao China* (Stanford: Stanford University Press, 1993).

Wright, Teresa, *Accepting Authoritarianism: State-Society Relations in China's Reform Era* (Stanford, CA: Stanford University Press, 2010).